

福岡市緊急通報システムについて

自宅での急な発作や事故など、緊急時に身につけたペンダント等を押すだけで、自動的に「受信センター」へ通報し助けを求めることができます。

申し込みができる人

- 65歳以上 ●福岡市の介護保険被保険者
- 健康状態・身体状況に不安があり、緊急時における連絡手段の確保が困難な「ひとり暮らし」か、それに準じる人。

※申し込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。(難しい場合にはご相談ください)



緊急通報装置



ペンダント型
発信機

緊急通報はこんな時に役に立ちます。

- 1 胸が苦しい…動悸がする
- 2 転倒して怪我をした…
- 3 熱が出てフラフラする… など

24時間365日対応します

費用など詳細については、お住いの区の福祉・介護保険課(下記)へお問い合わせ下さい。

	電話番号	FAX番号		電話番号	FAX番号
東区	645-1071	631-2191	城南区	833-4170	822-2133
博多区	419-1078	441-1455	早良区	833-4352	831-5723
中央区	718-1145	771-4955	西区	895-7063	881-5874
南区	559-5127	512-8811			

トラッキング火災に注意

●トラッキング現象による発火

コンセントにプラグを長期間差し込んだままにすると、たまったほこりや湿気のために、差し刃間に微弱の電流が流れる状態となり、プラグの樹脂部分が徐々に炭化し、火災の原因となります。

ほこりと湿気により、火災が引き起こされることがあります。プラグはコンセントからこまめに抜き、清潔に保つよう心がけましょう。



大阪市消防局提供 無断転用禁止

(一般社団法人日本電機工業会 啓発パンフレット『家電を安全にお使いいただくために』)

保全課電気保全係 ☎092-271-3030 FAX092-291-7540

市営住宅センターだより

発行日/令和2年6月15日

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 ☎092-271-0901(業務課) FAX:092-291-7540(業務課) http://www.nicity.or.jp/

6月下旬から7月上旬に収入申告書を郵送します 提出期限7月下旬

市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入、家族構成や住宅条件に応じて決定されます。

令和3年4月から1年間の家賃を決めるためには、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入の申告が必要となります。

収入申告書は、家賃を決めるための大切な書類で毎年申告義務がありますので、「収入申告書」・同封の「収入申告書・入居者異動の手引き」に記載の期限内(7月下旬)に必ず提出してください。

収入申告書の提出がない場合、令和3年4月から最高額の家賃となります。

収入申告書には、原則として所得証明書等の添付が必要となります。ただし、一定の条件を満たす方(大半の方)で、福岡市の課税調査に同意していただいた場合は、所得証明書等の添付が不要となります。

詳しくは、収入申告書に同封されている「収入申告書・入居者異動の手引き」をご参照ください。



収入申告書に記載されている方について

収入申告書には、市営住宅センターに入居・同居の承認を受けている方を記載しています。記載されている方のうち、転出や死亡の届出がされていない方は「住民票無」と、また、同居承認手続きが行われていない方は「市住届無」(氏名と生年月日は***)と表示しています。

入居者に異動があった場合の届出・申請について

入居者に異動(出生、同居、転出、死亡等)がある場合は、区役所で行う手続きとは別に市営住宅センターでも手続きを行っていただく(同居については承認を受ける)必要があります。しかし、これらの手続きがなされていない世帯が見受けられることから、適正な家賃を認定するため、是正に向けた取り組みを進めております。

今後、市営住宅センターが指導を行ったにもかかわらず、手続きがなされない場合は、翌年度から最高額家賃(近傍同種家賃)となる場合があります。該当する世帯は、速やかにお問い合わせの上、手続きを行ってください。

認知症患者等の収入申告書の提出が不要になります

平成29年7月の公営住宅法の改正施行に伴い、**名義人が**右記のいずれかの事項に該当する場合は、**収入申告書の提出は不要**となります。

該当する方は、それぞれ右記の必要書類をご提出ください。

対象者	替わりに提出が必要な書類
認知症の方	認知症であることがわかる医師の診断書* (昨年度までに提出いただいている方は不要です)
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳(写し)
知的障がい者	療育手帳(写し)

*診断書の料金は自己負担です

お問い合わせは業務課調査係へ

☎092-271-0901
FAX092-291-7540

収入申告専用の電話問い合わせ先(6月25日~9月30日)

☎092-271-1022

…緊急連絡先の記載についてご理解とご協力を…

収入申告書には、緊急連絡先を記入する欄を設けています。

市営住宅センターでは、**一人でお住まいの方や高齢の方の安否**を心配するお問合せがあった場合に、**緊急連絡先などに連絡しながら対応**しております。

緊急連絡先は、親族に限らず、ご友人などでも構いませんので、**同意いただける方がいらっしゃいましたら、できるだけ記入をお願いします。**

なお、これまでに記入いただいた緊急連絡先の電話番号等は印字しておりません。お手数ですが、**変更等がない場合も、緊急連絡先の欄に記入**してください。

安否の確認がすみやかに行えるようにするため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※緊急連絡先は、安否確認のほか、事故、火災、水もれなどの緊急時にも利用する場合があります。

お問い合わせは 業務課指導係へ

☎092-271-2558

「福岡市生活自立支援センター」のご案内

福岡市生活自立支援センターとは、福岡市在住の方で、仕事や生活にお困りの方を対象に支援を行う、福岡市の無料相談窓口です。

「仕事が見つからない」「年金を受給しているが、もう少し収入が必要」「悩みごとや不安を相談したいけれど、どこに相談すればいいのか分からない」などのお悩みを抱えている方は、まずはご相談ください。

専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

○福岡市生活自立支援センター

所在地：福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階

電話番号：0120-17-3456（フリーダイヤル）

ホームページ：<http://jiritsu-support.fukuoka.jp/>

開館時間：9時～17時

休館日：土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）



お待たせしないためにも、相談は事前のご予約をお願いしております。

※ 福岡市生活自立支援センターでは、金銭貸付を行っておりません。

※ 現在、生活保護を受給中の方は、支援の対象とはなりません。

家賃の一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入が著しく低い世帯や生計を維持する者が死亡・転出・失業・病気等の理由により一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免（1年以内の期間）を行うものです。減免を希望される方は、ご相談ください。

お問い合わせは
業務課業務係へ

☎092-271-2562 FAX092-291-7540

口座振替で家賃をお支払いの方にお知らせです

家賃の納入期限は毎月月末（金融機関等が休みのときは翌月の最初の営業日）です。

お申し込みの口座から毎月自動的に家賃が引き落とされますので、口座の残額のご確認をお願いいたします。

また、長期間（6ヶ月程度）口座振替ができない場合、お支払方法を口座振替から納付書払いに変更させていただく場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは
業務課収納係へ

☎092-271-2564 FAX092-291-7540

共益費は必ず納めましょう

次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者のみなさまで負担していただきます。

●市営住宅敷地内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなどの電気料金

●集会所等の共同施設の使用に要する費用（電気・ガス・水道など）

●共同施設等の軽微な修繕費用 など

上記のような共同生活に必要な費用は、入居者のみなさまの負担になります。

これらの費用については、入居者によって構成されている管理組合（自治会等）が決定し、共益費として徴収し、電力会社などの支払先に直接お支払いいただいております。

共益費の未払いにより、共益費が不足すると、みなさまの共同生活に支障がでますので、必ず管理組合（自治会等）に共益費をお支払いください。

◆共益費が未払いになると…◆

平成30年4月1日から福岡市営住宅条例施行規則が改正され、共益費を長期間負担しないことにより、他の入居者に必要以上の費用の負担等をさせ、共同生活の維持を阻害する行為等をされる方に対しては、「改善措置の勧告」や、住宅の「明渡し請求」を行う場合があります。

（※共益費の未払いにより、他の入居者にとって迷惑となる行為は、是正指導の対象となっています。）

お問い合わせは
業務課管理支援係へ

☎092-271-3560 FAX092-291-7540